

宜野湾市農水産事業者物価高騰対策支援助成金

【申請要項】

【目的】

物価高騰により農業生産活動、漁業活動に必要な様々な資材等の高騰の影響を受けている市内農水産事業者の負担を軽減し、経営の安定化を図るため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、予算の範囲内において宜野湾市農水産事業者物価高騰対策支援助成金（以下「助成金」）を交付します。

【交付対象者】

次に掲げる要件を満たす、農業事業者及び水産事業者（以下「事業者」とします。）

- ① 令和7年4月1日時点かつ申請日時点において、本市に住所を有する事業者
- ② 令和6年中の農業又は漁業若しくは水産養殖業による事業収入の30%（以下「資材高騰対象経費」）が5万円以上ある事業者（出荷証明、水揚げ証明、確定申告書の写しなどで確認。）

※令和7年から事業を開始した事業者については、令和7年中の事業収入を用いることとします。

- ③ 事業を継続する意思のある事業者

【助成金の額】

助成金の交付額は、資材高騰対象経費額により、4段階とします。

- （1） 資材高騰対象経費額が5万円以上 100万円未満の者 5万円
- （2） 資材高騰対象経費額が100万円以上 200万円未満の者 10万円
- （3） 資材高騰対象経費額が200万円以上 400万円未満の者 15万円
- （4） 資材高騰対象経費額が400万円以上の者 20万円

【計算例】

令和6年中の事業収入が200万円の場合

・ $200 \text{万円} \times 30\% = 60 \text{万円}$ （資材高騰対象経費額） 助成金額5万円

令和6年中の事業収入が600万円の場合

・ $600 \text{万円} \times 30\% = 180 \text{万円}$ （資材高騰対象経費額） 助成金額10万円

令和6年中の事業収入が800万円の場合

・ $800 \text{万円} \times 30\% = 240 \text{万円}$ （資材高騰対象経費額） 助成金額15万円

【申請に必要な書類】

次の①から⑥までの書類を宜野湾市産業政策課へ提出してください。必要に応じて、追加資料の提出及び説明を求められることがあります。なお、申請書類の返却はいたしませんのでご了承ください。

- ① 宜野湾市農水産事業者物価高騰対策支援助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 誓約書兼同意書（様式第2号）
- ③ 令和6年中の事業収入が分かる書類（令和7年から事業開始した事業者については、令和7年中の事業収入が分かる書類）
- ④ 申請者の本人確認書類
（運転免許証、健康保険証等の写し等）
- ⑤ 申請者本人名義の振込先口座通帳の写し
（金融機関情報、口座名義及び口座番号が確認できるもの）
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

【申請書等の入手方法】

申請に必要な書類の①および②の様式については、宜野湾市のホームページから印刷してご使用ください。

○様式の掲載場所

宜野湾市ホームページ・トップ画面 → 組織一覧 → 市民経済部 → 産業政策課 → 「宜野湾市農水産事業者物価高騰対策支援助成金事業のご案内」

※下記の場所でも入手いただけます。

- 宜野湾市産業政策課（宜野湾市役所別館2F）
- JA おきなわ宜野湾支店 経済課（我如古在）
- 浦添宜野湾漁業協同組合（牧港漁港敷地内）

【申請方法】

窓口提出と郵送により申請を受付けます。

（申請書提出先）

〒901-2710 宜野湾市野嵩一丁目1番1号
宜野湾市 市民経済部 産業政策課 宛

※郵送の際は封筒に切手を貼付し、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。

※申請内容の確認のため電話にてご連絡する場合がありますので、申請書には必ず連絡先（電話番号）の記入をお願いします。

【申請書類受付期間】

令和8年2月2日（月）から令和8年5月29日（金）まで

※郵送での受付は、当日消印有効とします。

※申請受付期間内であっても、予算の上限に達した場合は、受付を終了する場合があります。

【交付方法】

申請内容の審査および交付決定後、指定された口座への振込により交付します。

申請に必要な書類の受理後（不備がある場合は不備の補完後）、振込までに3週間程度要しますのでご了承ください。

【その他】

本助成金の交付事務を円滑かつ確実にを行うため、市は必要に応じて必要な調査、報告または是正のための措置を求めることがあります。

助成金の交付後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、市は受給者に対して助成金の返還を請求する場合があります。

【申請に関するお問合せ先】

宜野湾市 産業政策課 農林水産係

電話：（代表）098-893-4411（内線 2831）

（直通）098-893-4464

※土日・祝日を除く 9：00～17：00（12:00～13:00 を除く）

宜野湾市農水産事業者物価高騰対策支援助成金 Q&A

Q. 宜野湾市に住所登録があるが、畑が市外にある場合は対象となるか。

A. 宜野湾市に住所登録があることを交付要件としているため、畑が市外にある方も令和7年4月1日かつ申請日時点において、宜野湾市に住民登録があれば対象となります。住所登録が市外で、宜野湾市に畑がある方は対象外となります。

Q. 宜野湾市に住所登録があるが、市外の漁協へ所属している場合は対象となるか。

A. 宜野湾市に住所登録があることを交付要件としているため、市外の漁協へ所属している方も令和7年4月1日かつ申請日時点において宜野湾市に住民登録があれば対象となります。

Q. 令和7年より事業開始した場合は対象となるか。

A. 令和7年より事業開始した方でも、資材高騰対象経費額が5万円以上あれば対象となります。その場合、資材高騰対象経費額は令和7年中の事業収入を用いて算定します。

Q. 事業収入はどのように確認するのか。

A. 出荷証明、水揚げ証明、確定申告書の写し等で確認します。なお、当該収入に農業・漁業以外の収入（給与収入等）を含めることはできません。

Q. 申請はどのようにするのか。

A. 宜野湾市産業政策課へ直接提出及び郵送にて申請とします。

Q. 申請から交付されるまでどの程度の期間を要するか。

A. 申請内容に不備がない場合は、市が申請書を受領してから概ね3週間程度で交付（口座へ振込）する予定です。

Q. 交付が決定したら通知が届くのか。

A. 交付要綱第6条2項により、「助成金の口座振込をもって申請者への交付決定の通知とする。」としており、交付決定通知書は郵送いたしません。通帳記帳等により、振込の確認をお願いいたします。